

# 平成31年第1回教育委員会

## 臨時会議事録

平成31年1月22日

東久留米市教育委員会

平成31年第1回教育委員会臨時会

平成31年1月22日(火) 午前10時35分開会  
市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告1

- ①平成31年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について  
(2) 議案第3号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について  
(3) 議案第4号 「東久留米市第2次教育振興基本計画」の策定について  
(4) 議案第5号 「東久留米市立学校部活動ガイドライン」の策定について  
(5) 議案第6号 平成30年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について

(6) 諸報告2

②その他

※諸報告1「①平成31年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について」  
の報告は非公開で行われましたので、公開している会議の議事録には掲載していません。

---

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

企 画 経 営 室 長	土 屋 健 治
財 政 課 長	秋 山 悟
教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	森 田 吉 輝
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 4人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時35分)

- 園田教育長 これより平成31年第1回教育委員会臨時会を開会します。委員は全員出席です。本日は、平成31年度の教育費に関する当初予算についてご説明いただくため、企画経営室長と財政課長においでいただいています。よろしくをお願いします。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は細田委員をお願いします。  
○細田教育委員 はい。
- 

### ◎会議の進め方

- 園田教育長 本日の会議の進め方について、説明をお願いします。  
○小堀教育総務課長 冒頭の諸報告を非公開で行った後に、公開で、4件の議案をご審議いただきますのでよろしくお願いします。  
○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。冒頭の諸報告を非公開で行った後に、公開で議案の審議を行うということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

---

(非公開の会議を開く)

(非公開の会議を閉じる)

(公開の会議を開く)

---

### ◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。  
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせをします。長い間お待たせしました。お配りしている資料ですが、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

### ◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。平成30年12月3日に開催した第12回定例会、12月21日に開催した第8回臨時会の議事録について確認していただきました。特に修正のご連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第2、「議案第3号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第3号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。平成31年1月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市立下里小学校を廃止する必要があるためです。詳しくは学務課長から説明します。

○島崎学務課長 学校教育法により、学校の設置は地方公共団体が行うものとされていることから、本市の小・中学校も東久留米市立学校設置条例で定めており、平成30年12月に教育委員会が策定した西部地域小学校再編成、下里小学校の閉校に向けた実施計画により、下里小学校を平成32年3月の末に廃止する必要があるため、平成31年第1回定例会にて、東久留米市立学校設置条例の一部を改正したいと考えています。改正部分については新旧対照表をご覧ください。別表のうち、小学校の表中から「下里小学校」を削除します。施行日は平成32年4月1日となります。

条例についての説明は以上ですが、計画の策定に伴い、下里小学校新入学予定児童の保護者、下里小学校在籍児童の保護者及び第十小学校へ在籍児童の保護者を対象とした説明会を実施しましたので、経過について説明します。初めに、下里小学校についてですが、平成31年1月8日の16時から17時まで、下里小学校図書室にて31年度入学児童保護者を対象に開催し、5名の保護者の出席がありました。教育委員会からは教育部長、学務課長、学務課職員が出席しました。説明会の内容は実施計画の説明と指定校変更についてです。次に、翌日の1月9日の18時から19時45分まで、下里小学校体育館にて、下里小学校の在籍児童の保護者を対象に説明会を開催し、18名の保護者の出席がありました。教育委員会からは教育長、教育部長、指導室長、学務課長、学務課職員が出席し、説明会の内容は実施計画の説明と西部地域統合準備会について説明しました。次に第十小学校についてですが、31年1月16日、第十小学校視聴覚室において、在籍児童保護者を対象に開催しました。残念ながら参加者はありませんでした。

次に、お手元に配付しました「西部地域小学校統合準備会設置要領」について説明します。学校長及び指導室と検討を重ね、設置要領の段階ですが、保護者説明会で説明しました。保護者説明会の開催以降、説明会の参加者の意見なども踏まえ、再度学校長、指導室長と調整を行い設置要領として固めました。設置要領の内容ですが、西部地域小学校の統合を円滑に推進するために統合準備会を組織し、要領第2のとおり、交流事業の内容に関すること、統合後の通学路における安全確保に関すること、児童の受け入れに関することなどについて意見交換を行うこととしています。統合準備会の会員は資料裏面の別表1に記載しているメンバーで、第十小学校の保護者代表、下里小学校の保護者代表、第十小学校の校長、下里小学校校長、教育委員会職員で組織します。第7に記載していますが、「会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。」こととしています。

現在、第十小学校と下里小学校の学校長に保護者代表の選任を依頼している段階であり、第1回統合準備会は2月15日に開催し、第2回統合準備会については3月中旬に開催を予定しています。第1回統合準備会では統合準備会についての説明、副会長の選任、交流事業に関する意見交換、今後のスケジュールについて話し合いたいと考えています。交流事業については、過去に実施された交流事業の経過等も踏まえ、現在学校間で教育課程のすり合わせを行っている段階であり、第1回目の統合準備会で（案）をお示ししたいと考えています。第2回統合準備会では交流事業に関する情報共有、統合後の通学路に関する意見交換、交通擁護員配置に関する意見交換、今後のスケジュールについて意見交換を行いたいと考えています。交流事業に

については、確定していた内容をお伝えしたいと考えています。

通学路については、31年度に下里小学校の通学区域から第十小学校に就学する新1年生がいることから、第十小学校において別途点検の検討をしています。3月末までの統合準備会は2回予定しており、4月以降については交流事業の様子や学用品等について意見交換するため複数回実施できればと考えております。

なお、第6の4に記載のとおり「会長は、統合準備会の開催にあたり、必要に応じて会長が指名する会員同士による事前調整の場を設けることができる。」こととしています。これまで同様に保護者や学校の協力も得ながら事前調整を行っていきたいと考えています。

○園田教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問ありますか。

○馬場教育委員 1月16日に開催した第十小学校を対象とした説明会に参加者はゼロということですが、それは保護者の方のことですよね。先生方は出席されたのですか。

○島崎学務課長 そうです。

○馬場教育委員 関係する保護者を迎えてくれる保護者の皆さんに関心をもってもらえないということは、下里小学校の保護者にとってはすごく不安だと思います。なので、1月16日というとまだ年明けということもあり、インフルエンザも流行ったりしていて、また、保護者にしてみれば直接関わらないことのために学校に行きたくない等の理由も推しはかれますが、ゼロというのは…。周知期間も短かったのですか。2月15日と3月中旬に行う交流準備会は設置要領に基づいて開催されますからゼロということはないと思いますが。できるだけ関心をもってもらえるように工夫して、受け入れる側の保護者にも来ていただけるといいと思います。

○島崎学務課長 第十小学校の説明会の開催案内について補足します。教育委員会からは11月21日に開催した実施計画（案）の説明会においても、計画策定後に説明会を開催する旨をお伝えしており、12月25日には実施計画を添付の上、保護者説明会についての案内を送付しています。第十小学校からも、12月4日開催のPTA運営委員会において、副校長が口頭で説明会の案内をしており、12月18日発行のPTA運営委員会の便りにもその旨を記載して案内をしています。また、1月8日発行の学校だよりにおいても説明会の開催をお知らせしていきまして、周知については概ねできていたと考えています。なお、（案）の段階から策定に当たり、第十小学校の保護者に影響する部分では大きく変わったことがなかったことも影響したのではと推察しています。

○園田教育長 今後は統合準備会において第十小学校の保護者にも出席していただけるように、連絡を密にお願いしたいと思います。

○宮下教育委員 馬場委員のご発言に関連して一言申し上げます。統合するということが方向性で分かった以上、第十小学校の子どもたちにも下里小学校の子どもたちにも「統合してよかったな」と実感してほしいと思います。それをこれからの準備委員会の中で話し合い、進めてほしいのです。そのためには親も一緒になって、これから開かれるさまざまな会議に参加できるような体制を広めてほしいという感じがします。統廃合は子どもにとってプラスにならなければいけないだろうと思いますので、そのことを肝に銘じながら、これからの準備委員会の開催についてはご配慮願えればと考えています。

○園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、「議案第3号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の採決に入ります。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって、議案第3号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第3「議案第4号 『東久留米市第2次教育振興基本計画』の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第4号 『東久留米市第2次教育振興基本計画』の策定について」、上記の議案を提出する。平成31年1月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、現行の教育振興基本計画（改訂版）の計画期間が平成30年年度までであるため、新たな計画を策定する必要があるためです。詳しくは、教育総務課長から説明します。

○小堀教育総務課長 従前の教育振興基本計画を見直し、第2次となる新たな計画の策定に当たりましては、教育委員会の場では昨年2月の平成30年第2回定例会において、「現行基本計画の実施状況について」と題してご報告して以降、会議の場だけにとどまらず、何度となく協議をさせていただきながら進めてきました。また、市民参加の取り組みとしては、ご案内のとおり、公募市民も交えた懇談会を開催する中で自由闊達なご意見をいただき、また、昨年末にはパブリックコメントを実施してきました。これらの内容、経過等についても既にご報告のとおりです。パブリックコメントの実施に当たり、改定案を公表した以降も事務局各課において、表記の仕方や細かな文言修正をしてきまして、ここに第2次計画の最終案を取りまとめましたので、議案として提出しています。なお、この間の経過については今ほど申し述べたとおりですので、内容の説明は割愛します。今後は本計画に基づき、学校、家庭、地域や各関係機関の方々と連携、協力を図りながら施策の着実な推進に努めていきます。

○園田教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。計画についてはこれまで何度もご確認していただき、ご意見も伺ってきました。よろしければ採決に入ります。

「議案第4号 『東久留米市第2次教育振興基本計画』の策定について」を採決します。  
本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって、議案第4号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 続いて、日程第4「議案第5号 『東久留米市立学校部活動ガイドライン』の策定について」を議題とします。指導室長から説明をお願いします。

○宍戸指導室長 「議案第5号 『東久留米市立学校部活動ガイドライン』の策定について」、上記の議案を提出する。平成31年1月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市立学校が部活動を行うに当たり、ガイドラインを定める必要があるためです。補足説明をします。「東久留米市立学校部活動ガイドライン」については、昨年10月に策定した「東久留米市立教員の働き方改革実施計画」に基づいて、検討を進めてきました。このたびその内容がまとまりましたので、ご審議をお願いするものです。

策定の趣旨についてご説明します。本市の中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい学校生活全体を想定し、その中で適切な部活動環境を構築するという観点に立っています。重視している点は3点です。第1に、「知・徳・体のバランスのとれた『生きる力』を育む、『日本型学校教育』の意義を踏まえ、生徒が運動や文化活動を楽しむことで、生涯にわ

たって心身の健康を保持増進し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること」。第2に、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」。第3に、「学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること」です。詳細については統括指導主事からご説明します。

○**荒井指導室長** 東久留米市立学校部活動ガイドラインの策定の趣旨に基づいた取り組み内容についてご説明します。「2 適切な運営のための体制整備」をご覧ください。「(1) 部活動の方針の策定等」では、各学校において部活動の活動方針や活動計画を明示することや教育委員会が適切な指導・助言を行うことを述べています。「(2) 指導・運営に係る体制の構築」では、部活動の顧問の配置や部活動の外部指導員の配置、また、教員の部活動への関与について述べています。次のページの「3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」をご覧ください。「(1) 部活動における適切な指導の実施」では、体罰やハラスメントの根絶など生徒の心身の健康管理や事故防止に向けた取り組み、短時間で効果的なトレーニングを行うことなどについて述べています。「(2) 運動部活動用指導手引の活用」では、各競技団体が作成する資料の活用を行うこととしています。なお、現在、スポーツ庁のホームページではサッカー、バスケットボール、柔道の手引が公開されており、今後も順次公開予定であるとのこと。次に「4 適切な休養日等の設定」等をご覧ください。1枚おめくりいただきますと、取り組みを4点にまとめています。学期中は週当たり2日以上休養日を設けます。平日は1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合には休養日を他の日に振り替えます。長期休業中の休養日の設定ですが、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁期間などを活用して、5日間以上の長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学期中の週末を含む学校の休業日は3時間程度とします。対外試合等による活動時間の延長は、やむを得ないと校長が判断する時のみとし、速やかに代替の休養日を設けます。このほか「5 生徒の多様な運動機会の確保」「6 学校単位で参加する大会等の見直し」「7 本ガイドラインの取り扱い」についてまとめました。資料「東久留米市立学校 部活動ガイドライン」に対する中学校教員の意見をご覧ください。こちら、1点訂正をさせていただきます。意見の後に括弧して「(6件)」と書いていますが、「(7件)」の誤りでした。申しわけありませんでした。訂正をお願いします。

本ガイドラインについて、本市立中学校の教員に対し意見を求めましたところ、7件の意見が寄せられています。内容ですが、「適切な休養日等の設定」の項目に対し、「平日と休日の活動時間の設定については、さらに柔軟性を持たせるべきではないか」というもの。また、現在支給されている特殊勤務手当の取り扱いについて、さらに、「生徒の多様な運動機会の確保」に対し、「中学生を中心とした地域のクラブでは最優先で施設提供してはどうか」といったご意見がありました。そういった趣旨のものでしたが、ガイドラインそのものに反映できる段階ではないと考えています。説明は以上です。

○**園田教育長** ありがとうございます。ご意見、ご質問ありますか。

○**宮下教育委員** 方針策定の趣旨等のところで四角で囲まれている内容は、何かからの引用ですか。本市独自で考えたものですか。

○**荒井統括指導主事** 国及び東京都から出されているガイドラインに準じた内容です。

- 宮下教育委員 その中に「日本型学校教育」という言葉がありましたか。
- 荒井統括指導主事 ありました。
- 宮下教育委員 その説明はありましたか。
- 荒井統括指導主事 文書に書いてあった以上のものではありませんでした。
- 宮下教育委員 それをここに転用したということですね。
- 荒井統括指導主事 はい。
- 宮下教育委員 私は、前文にある「知・徳・体のバランスのとれた」ものが、まさに「日本型学校教育」を示しているのだと思いますが、一般には「日本型学校教育」とはどう解釈しているのかと思われるのでは。これから質問が出てくるかもしれませんので、ここにコメントで解釈をしておいた方がよろしいかと思います。検討していただければ結構です。
- 荒井統括指導主事 ご質問があったときのために検討は進めていきたいと思います。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。よろしいですか。
- よろしければ、採決に入ります。「議案第5号 『東久留米市立学校部活動ガイドライン』の策定について」を採決します。
- 本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第5号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第5「議案第6号 平成30年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第6号 平成30年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。平成31年1月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは各担当から説明します。
- 小堀教育総務課長 初めに、教育総務課が所管する事業にかかる補正予算（案）について説明します。1枚おめくりいただきますと、上段に総括表があります。今回の一般会計3月補正予算教育費に係るものとして、歳入予算では3,824万8,000円の国庫支出金と都支出金を合わせたものの減額があります。歳出では教育総務費から保健体育費までありますが、これら差し引きしますと、マイナス7,256万3,000円の補正予算額となっています。
- 個別に説明します。歳入予算のみに関わるものとして、項番1と項番2は小中学校のブロック塀等の安全対策のために実施した、あるいは工事自体はこれからのところもありますが、改修工事に対する国及び都の補助金を計上しています。小学校では国と都と合わせて99万2,000円を、中学校では国と都と合わせて483万円を増額しています。
- 次に歳出予算のみに関わるもののうち、項番3は小学校の各種設備機器の保守点検委託の契約に差金が生じたことにより、合わせて631万3,000円を減額します。項番4は「光熱水費【小学校】」、項番5は「通信運搬費【小学校】」についてで、それぞれこの間の実績と推計から高熱水費では518万8,000円を、通信運搬費では100万円を不用額として見込み、減額します。項番8は小学校で使用する蔵書管理システム用のパソコンの機器更新を行いました。契約に差金が生じたことにより借上料を168万円減額します。3ページの項番

9は、小学校に整備した無線 LAN アクセスポイントの購入に当たり差金が生じたことを主な理由として、635万9,000円を減額します。項番11は、小学校における各種工事及び神宝小学校の大規模改造工事に伴う備品の購入において生じた差金523万9,000円を減額します。項番12は、「第五小学校校舎等増築工事」とそれに伴う備品の購入において生じた差金152万円を減額します。項番13、14及び15については小学校の方でもありましたが、項番13は各種設備機器の保守点検委託の契約に差金が生じたことにより173万8,000円を、項番14は光熱水費においてこの間の実績と推計から976万1,000円を、項番15は無線 LAN アクセスポイントの購入に当たり差金が生じたことを主な理由として322万2,000円をそれぞれ減額します。4ページの項番18は、中学校で後年度に予定している工事に係る設計などの委託料及び久留米中学校のプールろ過機改修工事において生じた差金合わせて1,665万7,000円を減額します。

5ページからは歳入予算と歳出予算のいずれにも関わるものになります。項番2は、昨年夏の猛暑を受け、小学校の図工室を対象にエアコンを新設するための経費6,922万円を計上しています。なお、現に図工室にエアコンが設置されていない8校を対象としています。また、これに対する財源として国庫補助金517万3,000円を見込んでいます。項番3は来年度に改修工事を予定している中学校、具体的には東中学校と大門中学校の2校になりますが、エアコン設置に特化した国庫補助金の内定を受けましたので、エアコン設置に係る工事費2,688万円のみを抜き出し、合わせて財源となる国庫補助金356万円を計上しています。

6ページからは予算の繰り越しに関わるものになります。項番1及び2は、今ほどご説明しました小学校8校及び中学校2校におけるエアコン設置にかかる予算について、年度内に工事を完了させることができないことから、繰り越しの予算措置を行うものです。

7ページの項番3は、今年度を実施する予定でした東中学校の防球ネット等設置工事についてです。競争入札の結果、予定価格超過により不調となったことを受け、当該予算を繰り越し、実施時期を考慮し、繁忙期を避けるスケジュールとするなどした上で、改めて実施することとします。教育総務課分は以上です。

○**島崎学務課長** 続いて、学務課が所管する内容について説明します。3ページになりますが、歳出予算のみにかかわるものとして、項番10「就学援助事業【小学校】」、項番16「就学援助事業【中学校】」があります。いずれも当初見込んでいた認定数を下回る結果になることから減額を行うものです。小学校は642万2,000円、中学校は702万5,000円の減額とします。

続いて、5ページ歳入予算と歳出予算のいずれにも関わるものとして、項番1の「通学路防犯カメラ設置事業」があります。入札により契約差金が生じたことから、歳入について165万4,000円、歳出について351万3,000円の減額をする予定です。

○**穴戸指導室長** 続いて、指導室が所管する事業についてご説明します。1ページの歳出予算のみにかかわるものとして、項番1の「スクールソーシャルワーカー配置事業」です。これは学校間の移動に自転車等を多用したことによって当初見込んでいた費用弁償を下回ったため、8万5,000円を減額します。2ページの項番2「特別支援対象児就学支援事業」です。これは今ほどと同じですが、就学相談員が幼稚園の移動に自転車や公用車を多用したことによって当初見込んでいた費用弁償を下回ったため、6万1,000円を減額します。項番6の「小学校特別支援学級支援事業」です。これは行事や移動教室時に配置する児童介助員の配置、さらに年度途中で児童介助員の勤務日数を増加する必要がなかったということで、賃金に関する

当初見込みを下回ったため、363万1,000円を減額します。項番7の「小学校特別支援学級支援事業」です。市立神宝小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に伴って通学用自動車の利用回数の増加が予測されていましたが、当初の予測よりも下回ったため779万4,000円を減額します。4ページの降番17の「中学校特別支援学級支援事業」です。児童介助員の配置人数が当初の見込みを下回ったため、395万3,000円を減額します。

○森田生涯学習課長 続いて、生涯学習課に関わる補予算について説明します。4ページの項番19の「運動施設の土地借上げ」です。契約差金が生じた分の139万7,000円を減額します。項番20の「スポーツセンター空調機ほか改修工事」についても契約差金が生じたための予算減額を行うもので、内訳はエアコン更新工事が132万4,000円の減額、上水加圧給水装置更新工事が255万5,000円の減額です。項番21の「生涯学習センター大規模改修工事実施設計委託」についても契約差金が生じたため1,218万円を減額します。

5ページの歳入予算と歳出予算のいずれにも関わるものですが、項番4の「(仮称)上の原屋外運動施設整備工事」です。31年度も引き続き工事を実施していく予定ですが、工事費の契約差金及び今年度の工事の出来高に伴う減額補正です。歳入は5,105万9,000円の減額、歳出は5,645万3,000円の減額です。

○小堀教育総務課長 資料に誤りがありましたので訂正をお願いします。5ページ中の項番3「図工室空調機新設事業【中学校】」とありますが、「図工室」を「特別教室」と書き変え願います。続いて7ページの項番3「東中学校防球ネット等設置工事【中学校】」の理由欄ですが、上から4行目の中ほど「工事期間が短く応札者なしの能性が高いこと」とありますが、これは「可能性」ですので「可」を加筆いただきますようお願いいたします。よろしく願います。

○園田教育長 ご質問、ご意見ありますか。5ページの図工室あるいは特別教室エアコンで「国庫補助」とありますが都の補助金がありませんね。それについて説明してください。

○小堀教育総務課長 東京都の補助金については、31年度に入ってから申請ということになりますので、予算措置もそのように区分けしていただいています。

○園田教育長 新年度で予算措置していくということです。

よろしければ、採決に入ります。「議案第6号 平成30年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について」を採決します。

先ほど訂正の2カ所訂正した上で、本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。いかがでしょうか。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって、議案第6号は承認することに決しました。

以上で予定していた議案の審議は終わりました。

---

○園田教育長 日程第6、諸報告2に入ります。事務局から報告事項はありますか。

○森田生涯学習課長 お手元にお配りしました「平成31年 成人の日のつどい 参加者集計表」をご覧ください。31年1月14日、成人の日のつどいの参加状況を報告します。式典1回目は男性220人・73.8%、女性165人・57.7%の参加率で、男女合計では385人、65.9%でした。2回目は男性209人・64.3%、女性215人・69.6%、合計424人・66.9%でした。総合計では男性429人、女性380人の合計809人、66.4%の方に参加していただきました。

○園田教育長 ほかに事務局からありますか。よろしいですか。

委員からいかがでしょうか。よろしいですか。

- 尾関教育委員 1月15日に東京都市町村教育委員会連合会の理事会及び研修会に出席しました。理事会では31年度の事業計画(案)や「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を視察した実施報告などがあり、引き続き開催された研修会では、東京都多摩教育事務所の指導課長から「新学習指導要領の実現に向けて」と題し、レクチャーを受けてきました。
- 

◎閉会の宣告

- 園田教育長 以上で平成31年第1回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前11時45分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成31年2月18日

教育長 園田 喜雄 (自署)

署名委員 細田 初雄 (自署)